

「主治医意見書作成料・検査料請求（総括）書」等の 受付方法について

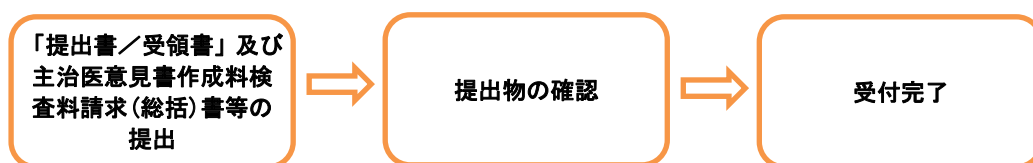
●本会へ持参する場合

各介護保険事業所は、予め「介護給付費請求書（明細書）等提出書／受領書（以下「提出書／受領書」という。）」に必要事項を記入のうえ、「主治医意見書作成料・検査料請求（総括）書」等とともに国保会館の1階受付室に提出してください。本会で提出物を確認のうえ、「提出書／受領書」の「受領書」に受付印を押印し、お渡しいたします。



●郵送及び宅配便の場合

各介護保険事業所は、「介護給付費請求書（明細書）等提出書」に必要事項を記入のうえ、「主治医意見書作成料・検査料請求（総括）書」等とともに郵送または宅配便で送付してください。本会で内容を確認のうえ、受付完了といたします。なお、受領書は返送しませんのでご了承ください。



※ 「介護給付費請求書（明細書）等提出書／受領書」の入手方法

本会ホームページ（<http://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/>）のトップページ上段にある「介護事業所等のみなさま」⇒「請求支払関連」⇒「主治医意見書料（国保連合会請求分）について」⇒「介護給付費請求書（明細書）等提出書／受領書」をダウンロード。